

令和5年度 ヨシ群落保全活動奨励事業実施要領

琵琶湖の環境保全の一翼を担うボランティア団体等(以下「団体」という。)が滋賀県内で行うヨシ群落保全ボランティア活動(以下「活動」という。)を支援するため奨励金(以下「奨励金」という。)を支払うものとし、地域による琵琶湖のヨシ群落保全活動を促進するものとする。

1 対象団体

5名以上で構成され、代表者が令和5年4月1日現在、満18歳以上である団体

2 対象となる活動

(1)ヨシ刈取り活動(面積500㎡以上)および刈取りヨシの運搬による資源利用活動

(2)ヨシ植栽活動

(3)ヨシの生育に支障となっているヤナギ等の伐採活動

(4)その他、ヨシの保全にかかる普及啓発活動

ただし、以下に該当する活動は対象としない。

- ・営利を目的とする活動
- ・宗教活動および政治活動を目的とする活動
- ・ヨシ群落保全活動の適期に実施されない活動
- ・他法令に基づく許認可、届出等が適正に処理されない活動

3 奨励金の額

各活動に対する奨励金の額は、別紙1のとおりである。ただし、奨励金の対象となる経費については、他の機関や団体等から補助や助成を受けていないものとする。

4 対象活動の実施期間

対象活動の実施期間は、6の奨励金支給の決定の通知日から令和6年3月15日(金)までの間とする

5 応募方法

奨励金を受けようとする団体は、別記様式1-(1)、予算書(別記様式1-(2))、別記様式2を添付し、公益財団法人淡海環境保全財団(以下「財団」という。)に令和6年1月5日(金)までに提出するものとする。

6 奨励金支給の決定

財団は、奨励金支給の決定について、予算の範囲内で先着順とし、5の提出書類、事業の内容や他法令に基づく許認可、届出等の手続き状況を審査し、滋賀県に報告し、協議した上で、応募団体に通知する。

7 実績報告書および決算書

6の奨励金支給の決定を受けた団体(以下「事業実施団体」という。)は、活動終了後、3月18日(月)までに別記様式3-(1)~(4)および別記様式3-(5)を提出するものとする。

8 奨励金の額の決定、請求書の提出および支払

- (1) 7 の実績報告書および決算書を審査の上、奨励金の額の確定について事業実施団体に通知するものとする。
- (2) 事業実施団体は、(1)の通知を受けたときは、速やかに別記様式4を提出する。
- (3) 事業実施団体から(2)の提出があった場合は、遅滞なく奨励金を支払う。

9 計画の変更、採択決定の取消し等

(1) 計画の変更

事業について、①～③の変更および中止、廃止する場合は、別記様式5を提出し、財団の承認を受けるものとする。

- ① 活動の実施主体の名称変更
- ② 活動の実施日の変更
- ③ 団体概要書(別記様式2)の内容の変更

(2) 奨励金支給の決定の取り消し

奨励金の支給の申請をした者もしくはその役員等が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金支給の決定をしない場合がある。既に奨励金が支払われているときは、返還するものとする。

- ① 偽りその他不正の手段により奨励金を受けたとき
- ② 奨励金を他の用途に使用したとき
- ③ 奨励金の採択決定の内容またはこれに付された条件に違反したとき
- ④ その他本活動の目的に反する活動運営を行ったとき
- ⑤ 団体もしくはその構成員が下記に該当するとき
 - ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)
 - ・暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)
 - ・自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ・暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ・暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - ・第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(3) その他

活動着手後において、財団から対象活動等について状況報告を求められた場合は、これに応じるものとする。

10 その他

- (1) 本活動において作成する印刷物および資料等には、(株)伊藤園の寄附金を活用したヨシ群落保全活動奨励事業であることを明示するものとする。
- (2) 本事業に関する情報の取り扱いについては、事業実施団体の了承なく、第三者に提供、公開はしないものとする。

別紙1 対象となる経費の内容および奨励額

対象となる経費の内容

科目	内 容
報償費	外部講師、指導者等に対する謝礼
旅費	外部講師、指導者等の交通費
需用費	道具類(草刈り機の刃、チェーンソーのチェーン、鎌等の用具代(高額なものを除く))、ヘルメット、看板、印刷費、チラシ、報告書作成、簡易資機材、事務消耗品、燃料費、お茶代、簡易な賄い材料代など
役務費	通信費、傷害保険料など
使用料	会場費(会議室、イベントホール、空調費、備品賃借料など)、道具類使用料、車両使用料(バス借上など)

奨励額

番号	対象となる活動	対象となる活動の要件および奨励額				備考	
		内容	要件等	奨励額	上限		
(1)	ヨシ刈取り等の保全活動および刈取りヨシの運搬による資源利用活動	ヨシの刈取り	①刈取り面積 500㎡以上2,000㎡未満	経費の2/3以内	3万円		
			②刈取り面積2,000㎡以上	経費の2/3以内	5万円		
		受注者が指定する場所への刈取りヨシの運搬	①運搬距離30km未満	定額100円/1束	-		・1束30cm程度 ・上下2箇所結束 ・穂先を揃える ・極力、雑草等の混入がないこと
			②運搬距離30km以上	定額150円/1束			
(2)	ヨシ植栽活動	ヨシ植栽	ヨシ植栽にかかる需用費等 (ヨシ苗、杭、肥料、突堤・消波柵等の材料)	経費の2/3以内	50万円		
			その他の経費	経費の2/3以内			
(3)	ヨシの生育の支障となっているヤナギ等の伐採活動	ヤナギ等の伐採	胸高直径 10～15cm未満	定額 1,000円/本	30万円		
			15～20cm未満	2,000円/本			
			20～25cm未満	3,000円/本			
			25～30cm未満	5,000円/本			
			30cm以上	10,000円/本			
(4)	ヨシの保全にかかる普及啓発活動	上記以外で実施要領2の活動	実施要領6の審査で承認された活動	経費の2/3以内	20万円		

【留意事項】

- ①団体の構成員に支払う賃金や報償費は奨励金の対象とはしない。
- ②会員間での機器・備品類の購入、貸借は奨励金の対象とはしない。
- ③パソコン、プリンター、デジタルカメラ等の汎用性の高い物品については奨励金の対象外とする。
- ④販売目的の冊子等の印刷経費は奨励金の対象とはしない。
- ⑤報償費を現金に換えて図書カードで支払う場合は図書カードの購入費を奨励金の対象とする。
(お菓子類および商品券等の贈答品は奨励金の対象とはしない。)
- ⑥視察研修の旅費は奨励金の対象とはしない。
- ⑦個人で準備することが適当と考えられるものは奨励金の対象とはしない(作業着、安全靴および弁当等)。
- ⑧活動に直接関係のない物品や役務については奨励金の対象とはしない
(書籍、印鑑、ユニホーム、会報誌郵送料、電話料金等)。